

「パートナーシップ構築宣言」

ソニー銀行株式会社（以下「当社」）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

当社は、全ての役職員が遵守すべき基本的な原則である「ソニーフィナンシャルグループ行動規範」を定めており、以下内容を遵守のうえ取引活動を行うとともに、多様なステークホルダーに与える影響を十分配慮した行動・対話を通じた信頼を築くよう努め、事業を通じて持続可能な社会の発展へ貢献してまいります。

① 法令・社会規範等の遵守

事業活動を行う各国・地域のあらゆる適用法令、規則を遵守し、誠実かつ倫理的に、責任ある事業活動を行うことを基本方針としています。

② 人権の尊重

全ての人の、国際的に認識されている人権を尊重し、支持します。また、自らの事業活動が、人権への負の影響を引き起こしたり、助長したりすることがないように、努めます。

③ 公正な取引

事業活動を行う各国・地域において適用される公正な競争、および公正な取引に関する法令、規則を遵守した取引活動を行います。また、賄賂やキックバックその他の違法な支払いや、ビジネス判断に影響を及ぼすおそれのある便益の供与を受けません。

④ 環境保全

事業活動において環境への影響を考慮し、環境負荷を最小限にすることを旨とするともに、持続可能な社会の発展への貢献を目指します。

⑤ 情報管理

個人情報保護に関する法令および社内規則・方針を遵守します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣

行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当社は、上記2.「振興基準」の遵守においては、商業的合理性を前提に、中小受託事業者の意向を尊重しながら「振興基準」を踏まえた委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行を模索し、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、パートナーシップの構築に取り組みます。

2026年1月30日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

ソニー銀行株式会社

代表取締役社長 南 啓二